

自賠責保険以外の特別措置について

被害を受けられた日から 2016 年 10 月 31 日までに満期が到来するご契約の「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、下表の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

(2016 年 4 月 26 日現在)

	猶予期間
継続契約の締結手続き	2016 年 10 月 31 日
保険料のお支払い	2016 年 10 月 31 日

自賠責保険の特別措置について

国土交通省より自動車検査証の有効期間が再々伸長される旨の発表がありました。

★平成 28 年 6 月 10 日

平成 28 年熊本地震に伴う自動車検査証等の有効期間の再々伸長について (国土交通省ホームページ掲載)

(参考) ★平成 28 年 4 月 18 日

平成 28 年熊本地震に伴う自動車検査証の有効期間の伸長について (国土交通省ホームページ掲載)

★平成 28 年 5 月 12 日

平成 28 年熊本地震に伴う自動車検査証等の有効期間の再伸長について (国土交通省ホームページ掲載)

これに伴う自賠責保険の継続契約における特別措置は以下の通りです。(2016 年 6 月 10 日現在)

<対象車両>

■ 車検対象車

車検再々伸長対象地域※に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間と保険期間の終期が 2016 年 4 月 15 日から 2016 年 7 月 14 日までの保険契約

※車検再々伸長対象地域

<熊本県>熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡美里町、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、菊池市、合志市、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇市、阿蘇郡南阿蘇村、阿蘇郡西原村、八代市、八代郡氷川町

対象	使用の本拠	車検期間 の再々伸長	継続契約の締結 手続猶予	保険料の払込猶予
○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者	車検再々伸長 対象地域内	有	○ (7月15日まで)	○ (10月31日まで)
○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社が適用妥当と判断する者				
上記以外	車検再々伸長 対象地域内	有	○ (7月15日まで)	○ (10月31日まで)
	車検再々伸長 対象地域外	無	×	×

■ 車検対象外車

保険期間の終期が 2016 年 4 月 15 日から 2016 年 7 月 15 日までの保険契約

対象	使用の本拠	車検期間 の再々伸長	継続契約の締結 手続猶予	保険料の払込猶予
○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社が適用妥当と判断する者	—	—	○ (7月15日まで)	○ (10月31日まで)
上記以外	—	—	×	×